

東北地方年金記録訂正審議会（第 11 回総会）

日時：令和 7 年 4 月 15 日（火）13：29～14:10

会場：東北厚生局 16 階会議室（花京院スクエア）

○事務局（伊藤課長補佐）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、東北地方年金記録訂正審議会第 11 回総会を始めさせていただきます。なお、本会議の発言につきましては、議事録作成の都合上、録音させていただきますので、あらかじめご了承お願いいたします。併せて、東北厚生局ホームページ、旧 Twitter の X 及び Instagram 掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承いただきたいと存じます。

申し遅れましたが、私は、本日の司会を務めます、東北厚生局年金審査課の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。

まず、「議事次第」に続きまして、資料の 1 としまして「東北地方年金記録訂正審議会委員名簿」、参考資料の 1 としまして「地方年金記録訂正審議会規則」、参考資料の 2 としまして「東北地方年金記録訂正審議会運営規則」、最後に資料 2 としまして、「令和 6 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」でございます。以上でございますが、資料等に不足等はございませんでしょうか。

それでは、続きまして令和 7 年度東北地方年金記録訂正審議会委員の皆さまをご紹介いたします。お手元に配付しております資料の 1 「東北地方年金記録訂正審議会委員名簿」をご覧ください。名簿には皆さまのお名前と所属や役職などの記載がございますけれども、恐縮でございますが、お名前のみ五十音順にご紹介をさせていただきます。

○事務局（伊藤課長補佐）

はじめに、荒川委員でございます。

○荒川委員

荒川でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

木村委員でございます。

○木村委員

木村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

金野委員でございます。

○金野委員

金野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）
日下委員でございます。

○日下委員
日下です。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）
佐藤委員でございます。

○佐藤委員
佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）
中谷委員でございます。

○中谷委員
中谷です。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）
二宮委員でございます。

○二宮委員
二宮です。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）
平賀委員でございます。

○平賀委員
平賀と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）
以上、令和7年度の東北地方年金記録訂正審議会の委員総数は8名でございます。
続きまして、事務局の出席者をご紹介します。
東北厚生局長の辺見でございます。

○事務局（辺見局長）
辺見です。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）
年金管理官の結城でございます。

○事務局（結城年金管理官）

結城でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

年金審査課長の高橋でございます。

○事務局（高橋年金審査課長）

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

年金審査課長補佐の小出でございます。

○事務局（小出課長補佐）

小出です。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

最後に、改めまして私は課長補佐の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、辺見東北厚生局長よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（辺見局長）

改めまして、東北厚生局長の辺見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

年金記録訂正審議会におかれましては、日頃より滞りなくご審議をいただいておりますことにつきまして、皆さまのご尽力、ご協力によるものと感謝をしているところでございます。令和7年度の東北地方年金記録訂正審議会総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、今年度の東北地方年金記録訂正審議会委員に再任となる委員の皆さまには、快く承諾をしていただきましたところ、感謝を申し上げる次第でございます。また、審議会委員の皆さまには、年金記録の訂正と不訂正の妥当性につきまして、令和6年度は、53件の年金記録訂正請求をご審議のうえ、答申をいただき誠にありがとうございました。

年金記録訂正件数は、年々減少傾向にございますが、依然として事業主が適正に届け出をしていない事案など、毎年一定数の訂正請求が行われている状況にございます。年金は国民お一人おひとりに対し、非常に長期にわたり関わりを持つ制度でございます。持続可能で安心できる公的年金制度の確立は、厚生労働省において、年金記録の厳格な管理を行うことは当然でございますが、他方で、国民の皆さまから年金記録の訂正請求があった場合、訂正の可否を公平、公正に判断していくことが大切でございます。審議会委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しいところと存じますが、年金記録訂正の公平公正な判断に、引き続きご尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、本日は円滑なご審議をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

続きまして、東北地方年金記録訂正審議会日下会長より、ご挨拶を頂戴いたします。
恐れ入りますが、会長は会長席へのご移動をお願いいたします。

○日下会長

会長を務めております、弁護士の日下でございます。これから本日の総会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

この審議会は、国民の老後の生活に欠かせない年金の記録を適正なものにするために開催されるものでありますが、年金記録の訂正を求める方々には、将来の生活についての不安だけでなく、それぞれが抱える個別の事情が背景にあることもあり、審議会においては、請求者の個別の思いに十分に配慮しながら、慎重な審議を行うことが求められております。

審議にあたり、事務局が行っている事前の調査と資料の収集は詳細にわたっておりまして、その内容の精度は極めて高いものとなっております。しかし、審議会においては、事務局の事前調査の結果を踏まえた上で、結論の如何に関わらず、請求者に納得していただける内容の議決を実現するために力を合わせて参りたいと思っております。委員の皆さまには、これまで培ってきた専門的な識見と市民としての生活体験に基づいた率直なご意見を積極的に出していただきたいと思っております。

本年度も、事務局と委員の皆さまのお力添えをいただきながら、審議会の運営に努めて参りたいと思っておりますので、引き続き皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

○事務局（伊藤課長補佐）

ありがとうございました。それでは、本日の議題に入らせていただきます。

ここからの議事進行は、日下会長をお願いいたします。日下会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○日下会長

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

まず、事務局の方から、本日の出欠状況、それから会議の成立についてのご報告をお願いいたします。

○事務局（高橋年金審査課長）

はい、本日の総会は委員総数8名に対しまして、8名全員の委員にご出席いただいております。これは、参考資料1、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

○日下会長

はい、それでは議事に入る前に、前後しますけれども本日の会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。

参考資料2の東北地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。議題の（1）「東北

地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」は、公開といたします。

また、議題（２）「令和６年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」は、これまでも公開しており、公開することにより審議会の運営や事務手続きに支障を来すような内容ではないため、公開といたします。

議題（３）「その他」で予定されております「事務局からの連絡事項」については、本審議会の運営に支障を来す可能性がある内容が含まれていることが考えられますので、非公開とします。

続きまして、事務局は、参考資料２の東北地方年金記録訂正審議会運営規則第１２条第１項及び第２項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東北厚生局ホームページで公開するとともに、同条第３項の規定により、議事録を作成してください。

また、同条第４項の規定により、議事録の署名人として、金野委員と二宮委員の２名を指名いたします。事務局は、議事録の整理ができ次第、私と金野委員、二宮委員に議事録を送付し、確認の上、署名してもらってください。金野委員、二宮委員は、よろしくお願いいたします。

会議の公開、非公開につきましては、ご質問等がございますでしょうか。どうでしょうか。特にございませんか。ないようでしたら、早速議題に入らせていただきます。

【 審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について 】

○日下会長

議題（１）「東北地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」です。

会長代行につきましては、参考資料１の地方年金記録訂正審議会規則第５条第３項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされております。

また、第６条第２項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」、第３項において「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされております。

以上のことを踏まえ、当審議会規則に基づき、私の方で会長代行、部会に属すべき委員、部会長を指名させていただきます。配布しております「令和７年度東北地方年金記録訂正審議会委員構成、会長代行及び部会長」をご覧ください。よろしいですか。

まず、会長代行につきましては、荒川委員を指名します。荒川委員におかれては、私に事故があったときや会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いします。

続きまして、部会に属すべき委員及び部会長を指名します。第１部会は、荒川委員、金野委員、二宮委員と私の４名で構成し、部会長は私とします。第２部会は、中谷委員、木村委員、佐藤委員、平賀委員の４名で構成し、部会長には中谷委員を指名いたします。会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上です。

今後、地方審議会総会の開催は、必要な都度、私が招集し、各部会の開催は部会長が招集します。

委員の皆さまにおかれては、ただいま私が指名いたしました部会長の下で、東北厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、参考資料１の地方年金記録訂正審議会規則第６条第５項において、「部会長に事故

があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」と定められておりますので、今後開催されるそれぞれの部会において、部会長は部会長代理を指名してください。

ただ今ご説明しました議題（１）に関しまして、ご質問などがございましたら頂戴いたしたいと思います。特にないですか。いいですか。大丈夫ですか。はい、特になければ、次に移りたいと思います。

【 令和 6 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について 】

○日下会長

それでは、議題（２）「令和 6 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」、事務局から説明をいただきます。

○事務局（高橋年金審査課長）

それでは、「議題（３）令和 6 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について」、資料 2 を使って説明させていただきます。会議時間短縮のため、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まずは、東北厚生局管内の状況でございます。1 ページをご覧ください。こちらの上段の表につきましては、総務省に第三者委員会が設置された平成 19 年度当時の、東北厚生局管内における受付状況の推移になっております。また、下段の棒グラフについては、年金審査課が設置された平成 27 年度以降の推移についてグラフにしたものです。受付件数についてはご覧のとおり、平成 21 年度をピークに 22 年度までは 3 千件を超えていましたが、その後は減少し、年金審査課が設置された平成 27 年度の受付件数は 415 件、その後もしばらく 400 件台で推移をしましたが、平成 30 年度以降は 200 件前後で推移しております。上段の表の 2 行目の欄の「年金審査課処理分」は、当局で処理する事案の受付状況となりますが、直近 5 年間を見ると、年々減少傾向でしたが昨年度（令和 6 年度）は前年度から 17% 程度増加しております。

続いて 2 ページをご覧ください。こちらは東北厚生局における訂正請求書の処理件数の推移でございます。取下げ件数も含んでおりますが、平成 20 年度をピークに、年金審査課が設置された平成 27 年度の処理件数は 178 件、その後も減少しながら推移し、令和 5 年度は 66 件、6 年度は 74 件となっています。令和 6 年度は、取下げ 21 件を除いて 53 件の処理を行い、その内訳は、厚生年金事案が 39 件、国民年金事案が 14 件となっております。

続いて 3 ページをご覧ください。この表のうち、①は令和 6 年度における管内 6 県における訂正請求書の受付・処理状況を県別にまとめたものでございます。こちらの表の（H）の決定件数のところを見ていただきますと、宮城県が 17 件、福島県が 12 件と、2 県の合計件数が全体の 5 割を占めているという状況でございます。それから下段の②③④には部会の開催状況、部会ごとの処理件数、平均処理期間を載せております。④の平均処理期間は 96.0 日となっており、標準処理期間の 103 日以内での決定ができております。改めまして、委員の皆様方のご尽力にお礼を申し上げます。

続いて 4 ページをご覧ください。こちらは東北厚生局管内における口頭意見陳述の実施状況、審査請求及び訴訟の状況を載せています。口頭意見陳述につきましては令和 2 年度以降実施をしておりません。参考まで、令和 5 年度は、全国でみても口頭意見陳述が実施された県はございませんでした。

審査請求につきましては、令和6年度は国民年金の請求が2件の請求があり、今現在1件が未裁決という状況になっております。

また、訴訟につきましては、現在、東北厚生局で対応している案件はございません。

続いて、5ページ以降の資料につきましては、昨年の12月に開催されました第12回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料を一部抜粋したものですので、こちらについて何点かご説明いたします。

なお、資料中、令和6年度分につきましては、下期を含めた令和6年度全体の件数がまだ集計されておきませんので、令和6年度のみ上期の概況ということになります。

それでは7ページをご覧ください。年金事務所が受付した訂正請求書の件数と割合を年度別、制度別等に区分したものでございます。国民年金の受付件数は平成27年度から毎年減少しています。一方で厚生年金保険につきましては、平成30年度までは減少が続いていましたが、令和元年度からは増加に転じています。増加の要因としまして、厚生年金保険の一括請求の件数が増加していることから、標準賞与額ですとか標準報酬月額に係る、事業所からの届出漏れや届出誤りによる訂正請求が増加していると考えられます。

また、制度別に見ますと、厚生年金保険に係る訂正請求の割合は95%前後を占めており、圧倒的に厚生年金保険事案が多いという結果になっております。

8ページには制度別・処理事案別件数を載せています。令和5年度の処理事案合計が4,879件に対し、機構処理事案が3,933件と、機構処理事案が80%を占めているのに対して、厚生局処理事案は20%という比率になっています。この数字からも、機構が訂正処理を行える届出漏れ事案が多数を占めていることが見て取れます。

続いて9ページをご覧ください。こちらは厚生局処理事案における、制度別・処分別の処理件数です。上段のグラフが令和5年度の状況ですが、厚生年金の個別請求では全期間訂正決定が51.6%で一部期間訂正を合わせても約66.1%ですが、隣の一括請求を見ていただくと、ほぼほぼ訂正決定がされている状況です。一方、国民年金については、請求の9割以上が不訂正決定されており、それぞれの傾向は令和4年度とそれほど変わっておりません。ちなみに、東北厚生局の状況は、厚生年金事案の一部訂正を含む訂正決定は79.4%で、国民年金は1件のみが訂正決定され、残る13件は全て不訂正決定となっております。

資料10ページには、平成19年度からの処理件数と記録訂正率を載せていますので、後ほどご覧ください。

資料11ページには処理期間の状況を載せています。上段の「(1) 厚生局処理事案に係る処理期間」の、右から2列目に「標準処理期間」という欄があります。この「標準処理期間」は、機構が訂正請求書を受け付けてから厚生局に送付するまでが40日、厚生局は年金事務所からの受付から処分決定通知まで103日という期間が「標準処理期間」として定められておりますが、記載のとおり、機構の処理期間は3倍以上の126.5日という期間を要している状況です。また、厚生局処理期間についても、118.1日と若干標準処理期間を超過していますが、先ほどご報告しましたとおり、当局における「平均処理期間」は、96.0日となっております。

資料12ページは住所地別の訂正請求件数を載せています。ある程度人口に応じた順位となっておりますので、後ほどご覧ください。

続いて13ページをご覧ください。こちらは厚生局が処理した請求期間の分類別の処理件数でございます。厚生年金事案では、①の標準賞与額に係る訂正請求が、厚生年金保険事案全体の70%以上を占めているということが分かります。参考までに令和6年度の東北厚生局の処理状況を申し

上げますと、厚生年金の処理件数のうち、標準賞与額に係る訂正請求の割合は、全国平均よりは低い 53.8%となっておりますが、半数以上が標準賞与額に係る請求となっております、今年度は、更に標準賞与額に係る訂正請求が増加することが想定されております。

続いて 14 ページをご覧ください。この表は、厚生年金事案のうち、訂正決定とした適用法別の状況です。75 条本文、75 条ただし書きを適用した事案はあるものの、81.6%が厚生年金特例法第 1 条第 1 項の適用となっており、この表からも、事業所からの届出漏れ、届出誤りによる訂正請求が多いことが見て取れます。

続いて 15 ページは、年金機構段階での訂正処理の件数と訂正処理基準区分を参考までに載せておりますので、後ほどご覧ください。

その後 16 ページには、厚生局別の部会の開催状況、口頭意見陳述の実施状況等を載せております。部会の開催状況を見ますと、北海道、関東信越厚生局は一部会当たりの回数が多いですが、それ以外の厚生局はおおむね、一部会あたり年間 10 回前後という状況となっています。

17 ページ以降は審査請求と訴訟の状況を載せていますので、後ほどご覧ください。

以上、大変早足になりましたけれども、令和 6 年度訂正請求の受付・処理状況についてのご報告でございます。以上でございます。

○日下会長

ありがとうございました。それでは委員の皆さまから、ご意見、ご質問などがございましたら頂戴いたしたいと思います。特にございませんか。それでは、次に移りたいと思います。

【 その他 】

○日下会長

続きまして、次の議題の（３）「その他」になりますが、これについては先程お話ししましたとおり、議事と資料は非公開とします。傍聴人の方はいらっしゃいませんね。それでは事務局から資料を配付の上、説明をお願いします。

《以降非公開》